

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の
制定について

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則

川崎市立図書館規則（平成２年川崎市教育委員会規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第１６条の見出しを「（寄贈等）」に改め、同条中「寄贈」の次に「及び図書館資料に係る寄附」を加える。

第１７条の見出し中「篤志」を「篤志等」に改め、同条中「寄贈を」を「前条の規定により寄贈を」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 前条の寄附が図書館長が指定した図書館資料に係るものである場合は、篤志等を表示することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

図書館資料に係る寄附の手続等を定めるため、この規則を制定するものである。

川崎市立図書館規則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(寄贈等) 第16条 図書館は、図書館資料の<u>寄贈及び図書館資料に係る寄附</u>を受けることができる。 (<u>篤志等</u>の表示) 第17条 <u>前条の規定により寄贈を受けた図書館資料</u>には、寄贈者の氏名等を記載して、その篤志を表示することができる。 <u>2 前条の寄附が図書館長が指定した図書館資料に係るものである場合は、篤志等を表示することができる。</u>	(寄贈) 第16条 図書館は、図書館資料の<u>寄贈</u>を受けることができる。 (<u>篤志</u>の表示) 第17条 <u>寄贈を受けた図書館資料</u>には、寄贈者の氏名等を記載して、その篤志を表示することができる。